

2022年10月1日現在

在留資格 Q&A

情報は予告なしに変更されることがあります。

在留資格 Q&A

目次

| | |
|---|----|
| 【ご注意ください】..... | 2 |
| 用語等説明..... | 2 |
| 1 査証(ビザ)と在留資格について..... | 3 |
| 2 在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility=以下 CoE)とは | 4 |
| 2-1 CoE と査証(ビザ)申請について | 4 |
| 2-2 有効期限について | 7 |
| 3 国際交流サービスオフィスによる CoE 交付代理申請について | 7 |
| 3-1 申請書類について | 7 |
| 3-2 帯同家族について | 10 |
| 3-3 取り下げについて | 10 |
| 3-4 その他..... | 11 |
| 4 在留期間更新・在留資格変更許可申請について | 12 |
| 4-1 在留期間更新許可申請について | 12 |
| 4-2 在留資格変更許可申請について | 13 |
| 5 みなし再入国制度について | 15 |
| 6 高度人材ポイント制について..... | 16 |
| 7 その他..... | 17 |
| 7-1 短期滞在査証(ビザ)について..... | 17 |
| 7-2 在留カード | 18 |
| 7-3 資格外活動許可申請について..... | 18 |
| 7-4 その他..... | 19 |
| 7-5 資料サイト集..... | 20 |

【ご注意ください】

- 1) 出入国在留管理局での取り扱いに変更が生じる恐れがあります。
必要に応じ、サービスオフィス、もしくは出入国在留管理局へご相談ください。
(出入国在留管理局: <https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/index.html>)**
- 2) 在留資格認定証明書は外国人研究者・留学生が渡日前、在外公館にて査証(ビザ)申請する際に必要とされる書類です。**

用語等説明

※簡略して説明しています。詳細は出入国在留管理局ホームページなどでお調べください。

[在留資格認定証明書]

英語では Certificate of Eligibility と言います。CoE と略すことも多く、**査証(ビザ)発給に必要な証明書**です。

[査証]

ビザのことです。在外公館(= 日本大使館・領事館)から発給される日本での滞在理由が記載された証書で、パスポートに貼付されます。

[短期滞在査証／短期滞在ビザ]

観光ビザと言われる場合もあります。観光以外の活動(親族訪問・商用打ち合わせ等)も許可されています。(就労は不可)。短期滞在査証(ビザ)を取得する際、在留資格認定証明書は不要です。サービスオフィスでは短期滞在は取り扱っていませんので、7-1 にて詳細をご確認ください。

[在留資格]

外国人が日本で行うことを許可された活動を示します。付与された在留資格に基づいた活動のみ行うことができます。

※短期滞在査証(ビザ)で来日した外国人の在留資格は「短期滞在」となり、親族訪問や観光は許可されていますが、就労は許可されておらず、アルバイトなどを行うと不法就労となります。

[在留カード]

日本に「中長期間在留する外国人」に対して交付されるカードです。氏名等の基本的身分事項や在留資格・在留期間が記載され、携帯義務があります。7-2 に詳細があります。

[中長期間在留する外国人]

「3 か月」を超える在留期間が認められた外国籍の方を指します。在留期間が「3 か月以下」の場合、中長期間在留外国人とはみなされず、在留カードは交付されません。

1 査証(ビザ)と在留資格について

Q 査証(ビザ)とは何ですか。

A 在外公館にて外国人本人が申請を行い、外務省が発給する日本での滞在理由が記載された証書で、パスポートに貼付されます。

- 発給には基本的に在留資格認定証明書が必要です。
- 原則として、1 回の入国に限り有効で、有効期間は発給の翌日起算で 3 か月間です。日本上陸時の入国審査が終われば失効します。
- 査証(ビザ)の期限と在留期限は異なります。在留期限の延長は法務省が管轄する出入国在留管理局で手続きを行うことができます。(参照 4-1)

Q 在留資格とは何ですか。

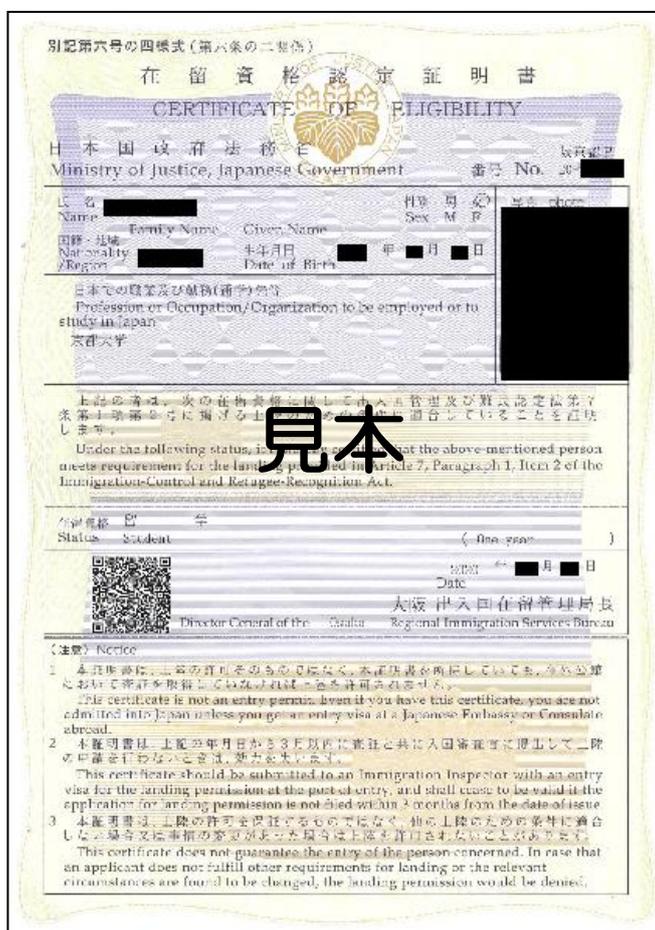
A 外国人が日本国内で行うことが許可された内容を示しています。また付与された資格に応じ、日本で行える活動内容には制限があります。

- 在留資格「教授」
日本の大学もしくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において、報酬を伴う、研究、研究の指導または教育を行う活動を許可される在留資格
- 在留資格「文化活動」
報酬を伴わない学術上／芸術上の活動または日本特有の文化／技芸の研究／修得を行う活動を許可される在留資格
- 在留資格「留学」
日本の大学、高等専門学校等において教育を受ける活動を許可される在留資格
- 在留資格「家族滞在」
例えば、在留資格「教授」「文化活動」「留学」を有する外国人の家族が、その外国人本人と同居し、長期的に滞在する場合に許可される在留資格

2 在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility=以下 CoE)とは

2-1 CoE と査証(ビザ)申請について

| | |
|----------|---|
| Q | CoE とは何ですか。 |
| A | CoE は在外公館にて査証(ビザ)を申請する際に必要な書類です。A5 サイズの紙の証明書です。 日本の受入機関等が申請書類を揃え、出入国在留管理局へ申請した後に交付されます。 <ul style="list-style-type: none">■ 査証(ビザ)とは別のものです。 CoE は日本領事館・大使館での査証(ビザ)申請に必要な書類であり査証(ビザ)は日本に入国するために必要なものです。■ 短期滞在査証(短期滞在ビザ)にはこの証明書は不要です。 |



| | |
|----------|--|
| Q | 外国人研究者・留学生を受け入れるので査証(ビザ)申請のために CoE が必要と思いますが、どうしたら良いですか。 |
| A | サービスオフィスでは CoE の交付代理申請を行っています。 代理申請システムから依頼してください。 |

- 代理申請システムはサービスオフィス HP からログインすることができます。青色の帯から入ってください。
https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/facultystaff/coe_application_for_staff/
- 学内ネットワークに接続する必要があります。
- CoE は法務省 出入国在留管理庁が交付する証明書です。

| | |
|----------|--|
| Q | 国費留学生を受け入れます。CoE を取得し、査証(ビザ)を申請する必要があると思います。サービスオフィスに代理申請を依頼しても良いでしょうか。 |
| A | CoE を取得する必要はありません。 文部科学省「国費外国人留学生制度」による奨学金を受給する国費留学生は、「国費外国人留学生採用証明」等により留学予定者が在外公館にて査証(ビザ)を申請することになります。 |

| | |
|----------|--|
| Q | 留学生を受け入れますが、日本にある日本語学校に現在在籍しています。CoE は必要ですか。 |
| A | すでに在留資格「留学」を取得済であれば CoE は不要です。本人へ所属機関の変更申請と在留期間更新申請を行うようご案内ください。 |

- 事由が発生してから 14 日以内に出入国在留管理局に所属機関変更の届出が必要です。
- [サービスオフィス HP] <https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/residence/>

| | |
|----------|--|
| Q | 研究生として 1 年在籍後、修士課程に進学予定です。3 年間の在留期間をとってもらえますか。 |
| A | 在留期間は受入に関する証明書(入学許可書等)に記載されている受入期間に応じて決定されます。 修士課程への進学が正式に決定していないのであれば、決定される在留期間は研究生として在籍する期間に応じたものとなります。 |

- 認められる在留期間は在留資格により異なります。例えば在留資格「教授」でしたら、本学での受入期間に応じ、5 年、3 年、1 年または 3 ヶ月のいずれかが認められます。
- 他の資格についてはサービスオフィスホームページをご覧ください。
[本学で取り扱う在留資格について] https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/before_arriving/aboutvisa/

| | |
|----------|--|
| Q | CoE は出入国在留管理局へ書類提出後、どれくらいで交付されますか。 |
| A | 【教職員の場合】通常、約 2～3 週間で交付されます。 【留学生の場合】通常、約 3～4 週間で交付されます。 ※いずれにしても、通常 3 週間前後は待機期間が発生するとお考えください。 |

- 出入国在留管理局で受け付けている CoE の審査件数が多い場合、交付までに 1 か月以上時間を要することもあります。(特に 4 月・10 月入学の留学生の申請がある時期は審査件数が非常に多くなります)
- **また、入国管理局が追加で書類提出指示を出した場合、さらに交付まで時間を要することがあります。**

| | |
|----------|---|
| Q | 来日まで時間がないので、CoE が交付されたら査証(ビザ)申請のために PDF で本人に送って頂けますか。 |
| A | 送付しますが、査証(ビザ)申請時には必ず原本の提出が求められます。 |

| | |
|----------|---|
| Q | 外国人研究者・留学生が自国以外の国に現在滞在しています。自国以外での査証(ビザ)申請は可能ですか。 |
| A | 査証(ビザ)申請予定の在外公館に申請が可能か否か確認を取るようご案内ください。 |

- **自国以外の在外公館では査証(ビザ)申請ができない可能性があります。**
査証(ビザ)申請を受理してもらえず、やむを得ず自国へ帰国した前例もあります。

| | |
|----------|---|
| Q | 査証(ビザ)の保証人となってほしいと連絡がありました。どうしたら良いですか。 |
| A | 通常は受入教員が保証人になることが多いと伺っておりますが、部局での方針がありましたら、その方針に従ってください。 |

- 保証人は法的な責任を求められるわけではありません。外国人研究者・留学生が日本において安定的・継続的に入国目的を達成できるよう、必要に応じて法令の遵守等の生活指導を行う方を指します。

| | |
|----------|--|
| Q | 査証(ビザ)発給はどれくらいかかりますか。 |
| A | 通常約 5 営業日と聞いておりますが、進捗は各在外公館によります。 |

2-2 有効期限について

| | |
|---|---|
| Q | CoE は既に交付済ですが、来日が延期になりました。 今後の来日に備えて本人に保管しておくよう連絡しても良いですか。 |
| A | CoE には有効期限があり、期限は「 3 か月 」です。CoE の有効期限内に、有効な査証(ビザ)とともに来日しなければなりません。 |

- 査証(ビザ)のみ有効な状態では入国できません。**CoE と査証(ビザ)が共に有効である必要があります。**
- 有効期限内の来日が見込めない場合、証明書の出入国在留管理局への返納と再申請が必要になります。

| | |
|---|---|
| Q | CoE の有効期限が切れていても、査証(ビザ)の有効期限は切れていません。 査証(ビザ)の有効内に入国すれば問題ないですか。 |
| A | CoE の有効期限(交付後 3 か月)内に入国しなければなりません。入国時には有効な CoE 及び有効な査証(ビザ)が必要です。 |

3 国際交流サービスオフィスによる CoE 交付代理申請について

3-1 申請書類について

| | |
|---|---|
| Q | 受入側で準備する書類に受入に関する証明書(受入予定証明書、入学許可通知書等)がありますが、原本をサービスオフィスに送付する必要はありますか。 |
| A | [本学での身分が教職員の場合] 証明書の原本が必要です。出入国在留管理局に原本を提出いたします。 [本学での身分が留学生の場合] 証明書の写しのみで構いません。出入国在留管理局へ原本を提出する必要はありません。 ただし、学籍のある留学生は在学証明書の原本が必要です。 |

| | |
|---|---------------------------------|
| Q | 採用予定証明書や経費負担証明書に、支給金額の記載は必要ですか。 |
| A | 必要です。金額と支給期間の記載があるものを提出してください。 |

Q

非正規生(研究生、特別聴講学生、短期交流学生等)の留学生を受け入れます。非正規生の場合、「週間授業/研究時間数」を証明書に記載する必要があるようですが、用意した証明書には記載がありません。どうしたら良いでしょうか。

A

受入に関する証明書に時間数の記載がない場合、**別途証明書の作成が必要**になります。

- サービスオフィス側で未記載について気づいた際は、参考例を送付し作成をお願いしております。
- 該当者が複数名いる場合、週間授業/研究時間数の証明書については、まとめて作成いただいても問題ありません。
- **部局長印(公印)が必要**になります。指導教員の印鑑では対応していません。

見本

証明書

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで短期交流学生として入学を許可した〇〇の週間研究時間数は〇〇時間であることを証明します。

令和〇年〇月〇日
京都大学〇〇研究所 所長〇〇

Q

受入に関する証明書は少し前に発行されているのですが、そのままサービスオフィスに送付しても良いですか。

A

出入国在留管理局へ提出する書類は**原則 3 か月以内に発行された書類である必要があります**。発行より既に 3 か月以上経過しているものは、**再度発行**をお願いします。(入学許可通知書など留学生本人に対して交付される書類についてはコピーを提出頂いても結構です。)発行日をご確認のうえ、サービスオフィスにご提出ください。

- 一度しか発行できないものは除きます。
- サービスオフィス側で気づいた際は、お知らせしますのでご対応をお願いします。

Q 入学許可通知書のコピーをとらず留学生に送付してしまいました。
CoE の代理申請依頼をする時にその旨を備考欄に記載すれば、サービスオフィスが本人から取り寄せてくれますか。

A **受入部局が準備してください。メール添付・システムへのアップロード・学内便での送付、方法はどれでもかまいません。**

- 再発行できないものは除きます。
- サービスオフィス側で気づいた際は、お知らせしますのでご対応をお願いします。

Q 英語、もしくは他の言語で記載されている証明書があります。
正式な翻訳は必要ですか。

A **本学作成の書類は日本語のものを提出してください。**
日本語・英語以外で記載されている書類は、本人に英語による概略の翻訳と訳者の署名をお願いしています。

Q 申請のために提出した証明書を返却してほしいのですが、可能でしょうか。

A **返却が必要な書類がある場合、必ずサービスオフィスまでお知らせください。**
申請に使用した書類は原則、出入国在留管理局より返却はありません。

Q CoE 交付申請書には所属機関が作成するページがありますが、前もって受入側で作成する必要はありますか。

A **不要です。所属機関が作成するページはサービスオフィスで作成いたします。**

Q パスポートの更新を行っていると聞きました。
代理申請を依頼しても問題ないでしょうか。

A **パスポート更新中でも CoE の交付申請は行うことができます。備考欄にパスポート更新中とご入力ください。**

- 証明書申請時と来日時でパスポートの番号が異なっても問題ありません。
- **ただし、新旧パスポートで氏名の綴りが完全一致している必要があります。**
- 更新についての注意点はサービスオフィスからご本人様へ直接連絡いたします。

Q 兵役のために休学していた留学生が復学します。CoE の代理申請を依頼したいのですが、受入側から提出する書類について教えてください。

A **在学証明書と成績証明書の発行をお願いします。学内便でご送付ください。**

- 入学後、すぐに休学した場合など成績証明書を発行できない際は備考欄にその旨ご入力ください。
サービスオフィスから出入国在留管理局へ交付できない理由を説明いたします。

3-2 帯同家族について

| | |
|----------|---|
| Q | 外国人研究者・留学生の配偶者・子供も一緒に来日します。 家族滞在の CoE 代理申請を依頼しても良いですか。 |
| A | ご依頼ください。ただし、注意事項をご確認ください。 |

- 外国人研究者・留学生本人を訪問する目的で親族が一時的に来日する場合は、「短期滞在」となり、「家族滞在」には該当しません。
- 外国人研究者・留学生とほぼ同時期に来日し、短期滞在で許可される期間を超えて同居する場合のみ、ご本人様と合わせて CoE の申請が可能です。
- 扶養者である外国人研究者・留学生本人が既に日本に入国している場合、サービスオフィスでは代理申請できません。
- [サービスオフィス HP] <https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/family/>

| | |
|----------|---|
| Q | 外国人研究者・留学生の親が来日します。 家族滞在の CoE 代理申請を依頼しても良いですか。 |
| A | できません。在留資格「家族滞在」が付与されるのは、外国人研究者・留学生の配偶者と子供のみです。親・兄弟姉妹・事実婚・婚約者は対象外となり、現行では申請はできません。 |

3-3 取り下げについて

| | |
|----------|--|
| Q | 出入国在留管理局へ書類提出後に来日がキャンセルになりました。 どうしたら良いですか。 |
| A | 出入国在留管理局へ申請の取り下げが必要になります。サービスオフィスまで来日がキャンセルとなった旨、ご連絡ください。 |

| | |
|----------|---|
| Q | CoE 発行後に来日予定がキャンセルとなりました。CoE はどうしたら良いですか。 |
| A | 出入国在留管理局へ返納する必要があります。お手元に残っている場合はサービスオフィスまで学内便にて返送してください。国外にある場合は、ご本人から国際郵便にてサービスオフィスまで返送していただきます。 |

- CoE 未返納のまま、新たな CoE を申請すると、未返納の理由について出入国在留管理局から問い合わせを受けることがあります。返納されるまで審査が進まない可能性もあります。

3-4 その他

| | |
|--|--|
| Q | 外国人研究者を受け入れます。日本学術振興会（JSPS）が経費を負担しますが、滞在期間は3か月を超えません。査証(ビザ)免除国の方なので、CoEと査証(ビザ)の取得は不要で良いでしょうか。 |
| A | 滞在期間が3か月を超えず、かつ査証(ビザ)免除国の方であっても、JSPSが経費を負担する場合、 在留資格「教授」を取得する必要があります。 サービスオフィスに CoE 交付代理申請を依頼してください。 |
| Q | 受入開始は数カ月先ですが、代理申請システムに入力しても良いですか。 |
| A | ご入力ください。適切な時期にご本人とのやり取りを開始いたします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ CoE には有効期限(3 か月)がありますので、サービスオフィスでは来日の 2 か月前を目途に出入国在留管理局へ書類の提出を行っております。 ■ 出入国在留管理局へ提出する証明書は原則発行日から3 か月以内のものである必要があります。“期限切れ”に注意してください。サービスオフィス側で気づきましたら、お知らせいたします。 | |
| Q | 至急受入が決定しました。受入開始日までに査証(ビザ)を取得し、来日できますか。 |
| A | サービスオフィスでできることは最速で進めます。しかし、CoE の審査は法務省が、査証(ビザ)発給審査は外務省が行います。 審査の進捗によっては、受入開始日までに査証(ビザ)の発給が間に合わない可能性もあります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ CoE の代理申請は受け付けますが、入国予定日に間に合うように CoE が交付され、査証(ビザ)発給に至るかどうかはお約束できません。 | |
| Q | 外国人を京都府外の研究施設に受け入れます。サービスオフィスで CoE の交付代理申請は行ってもらえますか。(滋賀県生態学研究センター、大分県地球熱学研究施設、愛知県霊長類研究所等) |
| A | サービスオフィスで代理申請を行っています。代理申請システムからご依頼ください。 |

4 在留期間更新・在留資格変更許可申請について

4-1 在留期間更新許可申請について

| | |
|----------|--|
| Q | 研究生で受け入れた留学生が修士課程に進学します。どうしたら良いですか。 |
| A | 留学生本人が、在留期間更新許可申請を出入国在留管理局で行うことになります。サービスオフィスへ代理申請を依頼することはできません。 |

- 必要書類などはサービスオフィスのホームページをご覧ください。
[サービスオフィス HP] <https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/extension/>

| | |
|----------|---|
| Q | 所属機関が作成するページに「代表者氏名」「押印」の欄があります。代表者として誰を記入すればいいですか。 |
| A | 受入部局長の氏名をご記入ください。最新版の申請書には押印する欄がありません。 |

- 最新版書式はこちらで入手ください。
<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/extension/>

| | |
|----------|---|
| Q | 在留期限の何か月前から更新許可申請が可能ですか。 |
| A | おおよそ 3 か月前から可能です。 申請から処理完了まで、およそ 2 週間から 1 カ月程度かかります。 |

- 出入国在留管理庁 HP の記載内容もご確認ください。
[出入国在留管理庁 HP]
<https://www.isa.go.jp/en/applications/procedures/16-3.html>

| | |
|----------|---|
| Q | 在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請中に在留期限を迎えます。このまま日本に在留することができますか。 |
| A | 「在留資格の特例期間」というものがあります。審査結果が出るまでの間は日本に在留することができます。 |

- [サービスオフィス HP] <https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/extension/>
- [出入国在留管理庁 HP]
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan_00001.html

4-2 在留資格変更許可申請について

| | |
|----------|--|
| Q | 留学生が本学で研究員(等)として採用されます。どうしたら良いですか。 |
| A | 留学生本人が、出入国在留管理局で在留資格変更許可申請を行うことになります。サービスオフィスで代理申請を依頼することはできません。 |

- 必要書類などはサービスオフィスのホームページをご覧ください。
[サービスオフィス HP] https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/change_of_status/

| | |
|----------|---|
| Q | 所属機関が作成するページに「代表者氏名」「押印」の欄があります。代表者として誰を記入すればいいですか。 |
| A | 受入部局長の氏名をご記入ください。最新版の申請書には押印する欄がありません。 |

- 最新版書式はこちらで入手ください。
<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/extension/>

| | |
|----------|---|
| Q | 外国人研究者・留学生が受け入れまで時間がなかったため、まずは短期滞在査証(ビザ)で来日しました。国籍が査証(ビザ)免除国で、何も申請せず来日したため、在留資格の変更を行います。どうしたら良いですか。 |
| A | 日本での活動に応じた在留資格を取得しなければなりません。短期滞在査証(ビザ)で入国したということは、適切な在留資格で上陸しなかったとみなされる可能性があります。速やかに出入国在留管理局へ赴き、審査官の指示に従ってください。 |

- サービスオフィスでは出入国在留管理局の決定に対し、異議を申し立てることはありません。
- **出入国在留管理局より、短期滞在から別の在留資格への変更は行わないようにと、指導を受けております。**
- 出入国在留管理局より在留資格認定証明書の交付申請の指導があった際は、サービスオフィスにご相談ください。

| | |
|----------|--|
| Q | 留学生が卒業/修了後、就職するのですが、採用開始まで期間があります。どうしたら良いですか。 |
| A | 大学等に在学中あるいは卒業・修了後に就職先が内定したが、採用開始までの期間、日本での滞在を希望する場合、「(内定者のための) 特定活動」という在留資格に変更する必要があります。 |

- 詳細はサービスオフィス HP をご覧ください。
[サービスオフィス HP] https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/change_of_status/

| | |
|---|---|
| Q | 留学生が就職活動を行っていますが、まだ内定が取れていません。本人は日本での就職を希望しています。どうしたらよいでしょうか。 |
| A | 卒業までに就職先が決定しない場合、一定の要件の下、在留資格「特定活動」への変更が認められる場合があります。出入国在留管理局へお問合せください。 |
| Q | 留学生が休学することになりました。在留資格はどうなりますか。 |
| A | 休学中は在留資格「留学」で日本に滞在することはできません。ただちに出国してください。もし休学中も日本に留まる必要がある場合は、必ず休学前に、出入国在留管理局に相談してください。なお、在留資格変更の手続きは、サービスオフィスでは取り扱っておりません。 |

5 みなし再入国許可制度について

Q 外国人研究者・留学生が一時帰国するのですが、一度出国してしまうと査証(ビザ)を再取得しなければいけませんか。

A **みなし再入国許可を申請し、出国してください。この場合、査証(ビザ)の再取得は不要です。ただし、再入国の期限(出国してから1年以内または在留期限、いずれか早い日付が再入国の期限)までに日本に再入国するように注意してください。**

- みなし再入国許可制度の詳細はサービスオフィス HP をご覧ください。
[サービスオフィス HP] <https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/residence/>
- みなし再入国許可制度を利用せず出国していない場合は、再度、CoE の交付申請と査証(ビザ)の申請が必要になります。

(参考: 日本の空港等に設置されている再入国出国記録カード)

みなし再入国許可制度により出国する場合は、必ず 1 を選択して、出国審査を受けてください。

さいにゆうこくしゅつこくきろく さいにゆうこくよう かみ
(「再入国出国記録(再入国用EDカード)」はこんな紙です。)

| 外国人用 (再入国) | 再入国出国記録 (再入国用EDカード) 【ARRIVAL】 | 再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT 【DEPARTURE】 |
|--|--|--|
| <small>● 空手体で記入して下さい。黒色又は青色のペンで記入してください。 ● 記入しないで下さい。 ● このカードは再入国時に入国審査官へ提出するものです。 ● Do not fold. ● Please type your name clearly. Write by using black or blue pens. ● CARD 2. It to be submitted to the Immigration Inspector.</small> | 氏名 Family Name Name Given Names 生年月日 Day Month Year Date of Birth 航空機乗込番号 (on flight no./seat) 以下の質問について、該当するものを記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.) 1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a Japan or another country? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No 2 あなたは、現在、麻薬、大麻、おへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants or other controlled substance, swords, explosives or other such items? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No 以上の記載内容は事実と精確ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate. 署名 Signature | 氏名 Family Name Name Given Names 生年月日 Day Month Year Date of Birth 主な渡航先国名 Main destination country 航空機乗込番号 (on flight no./seat) 航空機乗込番号 (on flight no./seat) <input checked="" type="checkbox"/> 日本予定期間 (planned period) out of Japan <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 <input type="checkbox"/> 2年超 次のいずれかに2を記入してください。Please check either one of the boxes below. <input checked="" type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return. <input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. <small>(地方入国管理官署で「再入国許可」を受け、その有効期間中に再入国予定の旨は、記入して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at regional immigration bureau, is valid.)</small> 署名 Signature |
| | 官用欄 Official Use Only | 官用欄 Official Use Only |

Q みなし再入国許可を出国時申請したが、事情により在留期限内に再来日ができなくなりました。どうしたら良いですか。

A **CoE の再取得、査証(ビザ)の再申請が必要になります。CoE の代理申請はサービスオフィスで承っております。**

- 在留カードが有効である限り、出入国在留管理局へ CoE の交付申請は原則行えません。
- 在留カードの郵送による返却、サービスオフィスから理由書の提出により、CoE の交付申請を受け付けてくれるよう働きかけます。

| | |
|----------|--|
| Q | 在留期間更新許可/在留資格変更許可申請中ですが、みなし再入国許可制度を使って出国しても良いでしょうか。 |
| A | みなし再入国許可制度を利用して出国することは可能です。 出入国在留管理局から審査手続に関連した連絡が来る可能性がありますので、出国中でも連絡が取れる状況にさせていただくことが望ましいです。 |

6 高度人材ポイント制について

| | |
|----------|--|
| Q | どのような制度ですか。 |
| A | 経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入を促進する制度です。 |

- 詳細はサービスオフィス HP をご覧ください。
https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/for_highly_skilled/

| | |
|----------|--|
| Q | 必要書類に所属機関がイノベーションを促進するための支援措置を受けていることを証する文書とあり、サービスオフィスで準備しますと記載があります。送付してくれるのでしょうか。 |
| A | メールでお知らせいただけましたら、サービスオフィスより外国人本人に送付いたします。 |

7 その他

7-1 短期滞在査証(ビザ)について

| | |
|----------|--|
| Q | 短期滞在査証(ビザ)とはどのようなものですか。 |
| A | 観光ビザと言われる場合もありますが、観光以外の活動(親族訪問等)が理由でも許可されます。短期滞在査証(ビザ)を取得する際、 CoE は不要 です。 |

- 報酬を得る就労活動はできません。
- 在留資格「短期滞在」から他の在留資格への変更は特別な理由がない限り、認められません。

| | |
|----------|---|
| Q | 今後の共同研究の打ち合わせのために、外国人研究者が無報酬で一週間ほど滞在を希望しています。短期滞在査証(ビザ)を取得すれば良いでしょうか。 |
| A | 短期滞在査証(ビザ)取得を免除している国・地域があります。 該当する外国人は短期滞在査証(ビザ)を取得する必要はありません。 該当しない外国人は短期滞在査証(ビザ)を取得し、来日しなければなりません。 |

- 該当国・地域・注意点等は外務省ホームページをご覧ください。
[外務省 HP] <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>
- ほとんどの国・地域が 90 日の在留期間の付与対象ですが、国・地域によって期間が異なります。必ずご確認ください。
- 報酬が発生する、または報酬とみなされる金額の受取が発生する場合は、短期滞在査証での来日が適切でないと思なされる場合があります。
- 出入国在留管理局の判断・指導により、在留資格認定証明書の取得と査証の申請・発給が必要になる場合があります。

| | |
|----------|---|
| Q | 短期滞在査証(ビザ)の申請準備はサービスオフィスで行っていますか。 |
| A | サービスオフィスでの取り扱いはないため、申請準備は受入部局事務担当者が行ってください。 |

- 査証(ビザ)免除国・地域以外の外国人が研究打合せ・シンポジウム・学会等に出席等、報酬を受けない用務を目的に来日する場合、外国人本人が必要書類を持参し、在外公館にて申請する必要があります。
- 日本側では、招へい理由書、身元保証書等の書類作成が必要となります。作成したら、外国人に送付してください。
- 必要書類のダウンロード、手引き等は、外務省ホームページをご覧ください。
[外務省 HP] <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

| | |
|----------|---|
| Q | 受入予定の外国人研究者より、査証(ビザ)の取得のために invitation letter が欲しいと連絡がありました。代理申請システムより依頼しても良いでしょうか。 |
| A | サービスオフィスでの取り扱いはないため、申請準備は受入部局事務担当者が行ってください。 |

| | |
|----------|---|
| Q | 短期滞在で来日しましたが、研究(等)の延長のため引き続き在留したいと希望がありました。出入国在留管理局へ行けば延長してもらえますか。 |
| A | 短期滞在の延長は原則として、人道上の真にやむをえない事情またこれに相当する特別な事情がある場合に認められるものであり、病気の治療などが該当します。 |

7-2 在留カード

| | |
|----------|---|
| Q | 在留カードはどこでいただけますか。 |
| A | 成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島、福岡空港より上陸した際、空港にて交付されます。その他の空海港から入国した場合は、日本での住居が決定し、市区町村役所で住民登録をすると、登録をした住所宛てに出入国在留管理局より在留カードが郵送されます。 |

- 入国の際、3カ月を超える在留期間が決定された外国人の方に在留カードが交付されます。
- 在留カードの交付対象は、中長期在留者であり、「3カ月」以下の在留期間が決定された場合や在留資格が「短期滞在」の外国人の方には交付されません。
- 在留期間更新手続きを行い、新たに付与された在留期間が4カ月を超える際は、その時点で入管にて在留カードが発行されます。
- 在留期間更新や在留資格変更が許可された際、新しい在留資格カードが交付されます。

7-3 資格外活動許可申請について

| | |
|----------|--|
| Q | 研究室で受け入れている外国人研究者に翻訳の仕事を依頼しようとしています。問題ないでしょうか。 |
| A | 出入国在留管理局へお問い合わせの上、指示に従ってください。 |

- 在留資格「教授」が付与されている場合、当該資格は就労可能な在留資格ですが、翻訳は「教授」の活動内容ではないと判断され、別途、資格外活動許可申請を行う必要があった例が過去にあります。

| | |
|----------|---|
| Q | 留学生を RA として雇用しようとしています。資格外許可申請は必要でしょうか。 |
| A | 大学で教育・研究を補助するティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)をする場合は、資格外活動許可を受ける必要はありません。 |

- [サービスオフィス HP] https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/visa/work_permit/
- ご質問がありましたら、大阪出入国在留管理局京都出張所 (075-752-5997)にお問合せください。

| | |
|----------|--|
| Q | 大学を卒業/修了した留学生は在留期間満了までアルバイトをしてもいいですか。 |
| A | できません。 卒業/修了と同時に留学生は学生としての身分を失うことになります。許可されていた資格外活動は主たる在留の目的である、在留資格「留学」が生きている時に許可された活動であり、 在留資格「留学」を喪失したと同時に資格外活動(=アルバイト)は続けられなくなります。 |

7-4 その他

| | |
|----------|--|
| Q | 博士課程の学生を外国人共同研究者として受け入れます。自国では学生なので、在留資格は留学になりますか。 |
| A | 本学での受入身分によります。 自国では学生だとしても、本学での受入身分が研究者や教職員(例: 外国人共同研究者、教務補佐員 等)でしたら、在留資格は留学にはなりません。この場合の在留資格は「教授」が「文化活動」になります。 |

| | |
|----------|---|
| Q | 在留資格「教授」に該当すると聞きましたが、教授での採用ではありません。大丈夫でしょうか。 |
| A | 在留資格「教授」は本学での受入身分を表すものではありません。複数ある在留資格のうちの一つの名称です。 |

- 在留資格「教授」を付与された外国人が日本でできる活動内容は「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において、研究、研究の指導又は教育をする活動。」となります。

| | |
|----------|---|
| Q | 在留資格「医療」など他の在留資格の申請は行ってもらえませんか。 |
| A | 行っておりません。 サービスオフィスから代理申請可能な在留資格は「教授」、「文化活動」、「留学」および「家族滞在」のみです。 |

- 受入部局で CoE の交付申請を行う際の必要書類などは法務省 HP をご覧ください。
[法務省 HP] http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html

7-5 資料サイト集

- 法務省出入国在留管理庁ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/>
- 外務省 外国籍の方向け 日本入国査証(ビザ)について
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>
- 京都大学国際交流サービスオフィスホームページ 「査証(ビザ)・在留資格について」
https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/before_arriving/aboutvisa/
- 在留資格認定証明書交付代理申請システム（教職員用）について
https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/facultystaff/coe_application_for_staff/